平成２５年（フ）第７３号
岐阜県恵那市大井町2514番地６
債務者　遠山　幸男
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２５年（フ）第２１０号
静岡県沼津市西条町173番地　ベルトピア沼津第４―502、前住所静岡県沼津市八幡町15番地　ビレッジ35―305
債務者　千羽　浩紀
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２５年（フ）第２４４号
静岡県伊東市岡360番地の８
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２５年（フ）第６６号
香川県坂出市富士見町１丁目３番24号
債務者　毛利やす子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２５年（フ）第６９号
香川県仲多度郡まんのう町七箇4187番地７
債務者　福本　　始
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２５年（フ）第７０号
香川県仲多度郡まんのう町七箇4187番地７
債務者　福本　綾子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２５年（フ）第５３８号
東京都武蔵野市緑町２丁目３番Ｂ４―308号
債務者　佐々木照美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２５年（フ）第９６号
北海道釧路郡釧路町東陽西１丁目18番地10
債務者　赤石　雄吉
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午前９時30分
釧路地方裁判所
平成２５年（フ）第２５号
北海道根室市大正町３丁目３番地　花咲団地１号棟102号
債務者　三浦　春美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午前11時
釧路地方裁判所根室支部
平成２５年（フ）第１６５号
川崎市麻生区多摩美１丁目20番５号　多田方
債務者　森部　陽子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２５年（フ）第１６６号
川崎市麻生区多摩美１丁目20番５号　多田方
債務者　森部　倫穂
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２５年（フ）第２５６号
川崎市幸区小倉４丁目５番27―408号　ブルータウン小倉、前住所川崎市麻生区片平３丁目12番６号　セジュール対間202
債務者　日隈　達也
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２５年（フ）第１０７９号
横浜市南区大岡３丁目５番28号　鈴木ハイツ101号室
債務者　荒井　真也
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第１１５２号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地15棟504号
債務者　只野　和美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第１１９１号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目32番地１　サンハイツ瀬谷203号
債務者　船見せい子（旧姓落合・北見）
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第１７４号
北海道旭川市春光台４条５丁目13番６―637号　市住637号
債務者　中尾　　惠
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部